

令和 2 年度「地域のつどい」提言・要望事項 回答

1 環境

(1) 西谷駅周辺的环境整備について

- ① 一日も早く駅前にバスターミナルを設置してほしい。3年後の東急線開通までに駅ビルを開発してほしい。
- ② 西谷駅南口にはエレベーターがありません。南口には登りのエスカレーターと階段しかないので、駅利用者は地上に降りるには階段を利用しています。特に高齢者は階段をやっと降りています。西谷駅駅舎改良時に設置すると聞いておりますが、時期はいつ頃になるのでしょうか。予定の時期を教えてください。

<回答>

- ① 西谷駅国道 16 号側のバスターミナルを整備するにあたっては、駅周辺のまちづくりの進捗にあわせた検討が必要と考えています。

道路局 企画課（電話：045-671-3800 FAX：045-651-6527）

駅ビルの開発については、相模鉄道に伝えるとともに、引き続き、地域のニーズに応じた駅周辺のまちづくりに向けて、地元や関係者と検討を進めていきます。

都市整備局 都市交通課（電話：045-671-2716 FAX：045-663-3415）

- ② 西谷駅南側のバリアフリー化については、本市としても喫緊の課題と認識しており、相模鉄道と検討を進めています。

都市整備局 都市交通課（電話：045-671-2716 FAX：045-663-3415）

(2) 星川駅周辺の再開発について

星川駅周辺の再開発ってどうなっているのですか。新しいお店やバスターミナルができる話もどうなりますか。

<回答>

星川駅では相模鉄道本線（星川駅～天王町駅間）連続立体交差事業により、平成 30 年度に鉄道の高架化が完了しました。引き続き、令和 3 年度完了を目指して星川駅南側の都市計画道路および星川駅南口交通広場の整備を進めており、この交通広場にはバスやタクシーが乗り入れ、一般車や障害者用乗降スペースも確保される予定です。また鉄道高架下については、相鉄グループが商業施設の検討を進めています。

なお、保土ヶ谷区ではこれらの基盤整備の状況を踏まえ、まちづくりの基本的な考え方を整理した「星川駅周辺地区総合的なまちづくりガイドライン」を令和 2 年 12 月に策定しました。引き続き、区民、事業者など多様な主体の皆様と連携して、利便性が高く魅力あるまちづくりを進めていきます。

道路局 建設課（電話：045-671-2792 FAX：045-663-8993）

保土ヶ谷区 区政推進課（電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945）

2 ごみ

（1）回収時間について

回収して下さる時間が昼過ぎの遅めが通常のようなのですが、時々午前早めに回収に来られます。そのような時は出しそびれた方が出してしまうことがあってカラスによる散らかしが目立ちます。突発的な回収時間の変更はできるだけ無い方が望ましいです。

<回答>

横浜市では、家庭から出されるごみと資源物の収集を、収集車ごとに担当する地域や順番を決めて、朝8時過ぎから夕方まで行っています。収集地域や順番については、ごみと資源物の排出量を基に、搬入施設までの距離や収集量等を考慮し、限られた人員、機材で効率的に収集できるよう決定しています。

また、収集時間については、曜日、品目ごとにおおよその時間帯に収集するよう行っておりますが、年末年始のごみ量の増減、天候や渋滞、工事などの道路事情などにより、収集順路を変更する場合がありますので、市民の皆様へは、収集日の朝8時までにごみをお出しいただくようお願いしております。

カラス等の小動物による被害や散乱防止対策としては、カラスよけネットをしっかりとごみ袋に被せるほか、ブルーシートを用いてごみが見えないようにする、ネットの端におもりとしてチェーン等をつけ、隙間からごみを引っ張り出せないようにする、などの方法が有効であると考えています。個別の対策につきましては、資源循環局保土ヶ谷事務所でご相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

ご理解とご協力をお願いします。

資源循環局 保土ヶ谷事務所（電話：045-742-3715 FAX：045-742-4931）

（2）分別の外国語版について

指定日ではない曜日にゴミを出す方がいらっしゃる為、放置されてしまうことがあります。集積所にも曜日など書かれた札は貼付して頂いていますが、守っていただけていないようです。また、日本語がわからない方へもわかり易いように他国語でも説明も加えて掲示して頂けたら（回覧も含めて）良いのではないかと思います。

<回答>

横浜市では、ごみを出すときには決められた分別区分や排出方法を守ることが条例により義務付けられており、分別が出来ていないごみや、指定日以外に出されているごみや資源物などに関しましては、資源循環局保土ヶ谷事務所が開封調査などを行い、対象者が特定出来たものにつきましては、訪問・指導等を行っています。

また、日本語がわからない方向けに「ごみと資源物の分け方・出し方」の冊子が6か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語・スペイン語）で、リーフレットが9か国語（英語・中

国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語・スペイン語・タカログ語・タイ語・フランス語)でご用意しています。

地域の実情に合わせた必要な部数をご用意します。また集積場所のシールにつきましては、ご指定の集積場所に当事務所において貼付しますので、資源循環局保土ヶ谷事務所までお気軽にご相談ください。

資源循環局 保土ヶ谷事務所 (電話 : 045-742-3715 FAX : 045-742-4931)

(3) 啓蒙・教育について

コロナウィルスで在宅勤務や勤務時間の短縮で、家の内外を片付ける機会が増え、ゴミ出しに問題が多く出ています。

- ① ネットやゴミ箱に入りきらず、カラスや猫に荒らされ散乱する事例が多くなった。
- ② 今まで無関心だった人が、ゴミ出しの基本を守らない。
- ③ 部外者・引っ越しをする人達の不法投棄。
- ④ 庭の草木を伐採し、大量の枝葉を一度に出す。

等々は地域の環境推進委員だけでは解決できない。啓蒙・教育を繰り返し実施していただきたい。

<回答>

日頃から環境事業推進委員の活動にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

市民一人ひとりが環境や街の美化に関して意識を持って行動することが重要ですが、ごみの未分別やマナー、集積場所の維持管理は、地域での課題となっているケースが多くあります。

そのために、解決に向けて職員が地域に伺い、地域の方々と協働して、その場所に合った啓発や対策、改善に対する取組を資源循環局保土ヶ谷事務所で行っています。

詳しくは、資源循環局保土ヶ谷事務所までご相談いただきますようお願いいたします。

資源循環局 保土ヶ谷事務所 (電話 : 045-742-3715 FAX : 045-742-4931)

(4) 集積所の義務付けについて

新しく住宅を建てる場合は、建設会社がきちんとゴミの集積所を決め販売するように義務付けできるようにできたら良いのではないのでしょうか。

<回答>

「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の規定により、10戸以上の戸建て住宅の建築を伴う開発行為については、ごみ集積場所の設置を義務付けています。

集積場所を設けるにあたっての基準となる「ごみ集積場所設置基準」を定め、ごみの集積場所については、利用世帯を1か所あたりおおむね10~30世帯とすることや、10世帯以上の集合住宅を建築する場合は敷地内に設置することなどについて、建築会社等に対して事前協議を促しています。

集積場所の設置が義務付けられていない、10世帯未満の戸建て住宅や集合住宅については、今後とも「ごみ集積場所設置基準」に基づく事前協議を指導していくとともに、同基準自体の周知も引き続き行います。

なお、集積場所に関するご相談については、資源循環局保土ヶ谷事務所(045-742-3715)にお問い合わせ

合わせいただきたいと思ひます。

資源循環局 業務課（電話：045-671-2551 FAX：045-662-1225）

（5）アパート管理会社への指導について

自宅前は学生専用のアパートですが、専用ゴミ置き場が不十分で、ゴミの収集日はゴミ袋をカラスが網箱から引き出し食い散らかし道路に散乱させ、通行人、清掃職員も大迷惑で困っております。区役所よりアパートの管理会社へ文書で嚴重注意し、有効なゴミ収集箱を設置するよう勧告書を送りつけてください。

＜回答＞

ご指摘の集合住宅専用ごみ集積場所について、詳しい状況等を確認し、対応したいと思ひますので、お手順をお掛けしますが、資源循環局保土ヶ谷事務所までご連絡くださいますようお願いいたします。

資源循環局 保土ヶ谷事務所（電話：045-742-3715 FAX：045-742-4931）

（6）粗大ごみについて

粗大ごみが置きっぱなしになっている。シールが貼ってあるもの、ないもの両方ある。シールが貼ってあるものは、速やかに持って行ってほしい。

＜回答＞

シールが貼られている粗大ごみが収集されていない原因としては、①粗大ごみの事前申込みをしていない、②申込みはしたが収集日よりも前に出しているという2つが想定されます。

粗大ごみについては事前に申込みがされており、かつ、指定された金額の収集シールが貼られているものについて、申込み時に確定した収集日に収集をしています。したがって、シールが貼られていても、申込みがないものや収集日よりも前に出されているものについては収集できません。

粗大ごみは必ず事前申込みのうえ、収集日当日の朝8時までにお出しいただくよう、広報を強化していきます。

資源循環局 業務課（電話：045-671-3815 FAX：045-662-1225）

3 防犯

（1）パトロール強化について

8月に不審者が出たので、今まで以上に警察の見回りを強化してほしい。

＜回答＞

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っております。また、パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険個所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導による情報提供等を

行っていきます。

本要望から更に、不審者の出没期間・場所・人相着衣等の情報をいただければ、同事案を発生抑止・検挙するための警戒を強化することができますので、不審者を見掛けた際には積極的に通報いただくといった、皆様のご協力をお願いします。

保土ヶ谷警察署生活安全課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

4 防災

（1）自治会・町内会の防災活動について

現在、自治会・町内会の防災活動は自治会・町内会によりバラツキがある。進んでいない自治会は全然進んでいない組織もある。地域防災体制は、地域防災拠点だけでは不十分で、自治会・町内会での「町の防災活動」も同じくらい重要である。そこで、自治会・町内会に対しても、地域防災拠点と同じように行政が力を入れてほしい。先ず、区として、自治会・町内会の防災ガイドラインを、3～5段階位にして、各自治会・町内会の防災ランク付けをして、各ランクに合わせて防災体制づくりを進める組織をつくり、そこに各自治会・町内会が参加していくようにしてもらいたい。現在、自治会・町内会活動が進んでいない組織も、防災活動から入れば地域活動も活性化される。

<回答>

ご指摘いただきましたとおり、個々の自治会・町内会が防災力を高めることは、地域全体の防災力向上に欠かせないものですが、自治会・町内会の防災活動は地域の自主的な活動であり、自治会の規模（世帯数）や立地条件、地域特性も異なっていることからランク付けは難しいと考えています。

引き続き、各自治会・町内会での防災活動がさらに促進されるよう、「町の防災組織活動費補助金」や、感震ブレイカー設置補助の出張説明、地域へ無料で防災講習会講師を派遣する「講師派遣事業」など、地域のニーズや実状に合わせた支援を行っていきます。

保土ヶ谷区 総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

5 私有地・空き家

（1）私有地・空き家の条例制定について

①私有地の適切な管理がされるよう所有者責務を早く義務化してほしい。

適切な管理がされていないところは行政による代執行が時間をおかず行えるような条例も制定してほしい。所有者等不明の空き地・空き家は行政が没収し代執行までを含めて処分する（出来る）条例とその処分処理を行政が行えるようにしてほしい。

②私有地・空き家のゴミ放置防止及び火災発生防止のため、年2回かこの確認、草取りの義務化、条例をつくり指示に従わない所有者へは固定資産税に加算する。

<回答>

本市では、平成31年2月に策定した第2期横浜市空家等対策計画に基づき、総合的かつ計画的に空家等対策を推進しています。本計画において、空家等の所有者等に対する指導強化を定めており、空家及びその敷地が適切に管理されていない場合には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく指導や勧告等を行っています。

ごみや火災、樹木繁茂など、空家の課題が多岐にわたる場合においても、関係区局が連携し、迅速かつ適切な指導を行っています。

さらに、令和3年の制定を目指している「(仮称)横浜市空家等の適切な管理に関する条例」において、所有者等の管理責務を義務化し、所有者等による自主改善を促進するとともに、空家の所有者等が不明または不存在の場合は、局所的な危険に対し、代執行の手続きを踏まずに、行政による危険回避措置を講じていくことを検討しています。

なお、本条例は、私有地や空き地全般を対象とはしておりませんが、国等の動向を踏まえて適切に対応します。

また、固定資産税額は、地方税法等の規定により、対象の固定資産(土地・家屋)の価格をもとに算出した課税標準額に税率を乗じて求めます。

したがって、地方税法等に基づかずに任意に所有者へ固定資産税を加算することはできません。

なお、適切な管理がされておらず、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受けた空家の敷地については、固定資産税等の住宅用地特例の適用対象から除かれることとなります。

建築局 住宅政策課 (電話：045-671-2922 FAX：045-641-2756)

建築局 建築指導課 (電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434)

財政局 固定資産税課 (電話：045-671-2260 FAX：045-641-2775)

6 道路・交通

(1) 環状2号線の車線について

環状2号線の環2今井交差点、新横浜方面左車線が保土ヶ谷バイパス渋滞で環2今井に左折ができないので、バイパス渋滞と車線を分けてほしい。

左(左折のみ) まん中(バイパス) 右(新横浜)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

要望のように左折専用通行帯とした場合、同交差点先も三車線となっているため、左折専用通行帯を直進する違反車両や、直進車のドライバーが左折専用通行帯に気づいて慌てて進路変更するなどして事故を誘発する恐れがあるため、現状では要望にお応えすることは困難であります。

保土ヶ谷警察署交通課 (電話：045-335-0110 (代) FAX：045-332-0110)

(2) 新桜ヶ丘2丁目スーパー付近の安全確保について

① 県公社脇の生活道路は通り抜け車両や買い物車両が多く事故が多発しています。近所のスーパーなどの商店付近で駐車して買物する車もあり、交差点を徐行しない車両など危険です。規制を厳しくすれば商店も客も困ります。駐車禁止や横断歩道などの表示を反射塗料などで明瞭にしてください。

② スーパー隣の青果店、開店時に道路にお客様があふれていて危険だと思います。

- ③ スーパー付近の交差点の路上駐車が多い。
同様意見、他 10 件

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

- ① 要望のあった交差点については、以前から抜け道として利用する車両が関係する事故が多く、地元自治会等と話し合いを重ね、事故抑止対策として、要望箇所の交差点を利用する車両が進入する入口を一方通行化し、進入できなくしました（令和2年12月）。

その他、交通安全日等の通学時間帯に見守り活動も実施しているほか、横断歩道や一時停止の道路標示の補修や、保土ヶ谷土木事務所と調整を行い、当該交差点付近には減速ドットや交差点内には中央線を引き、主道路と従道路を明確にしました（令和2年3月）。

今後、一時停止の道路標識を超高輝度型に交換し、視認性を高めていきたいと考えています。

- ② 店舗管理者に対し、道路上にお客があふれないよう申し入れを行います。
③ 店舗管理者に対し、路上駐車を注意喚起するよう申し入れを行います。また、パトカー、駐在所等が警ら活動を行い注意喚起を行うとともに、悪質な駐車違反に対しては、取締りを行います。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

(3) 信号機について

- ① 国道1号線の「サミット」の交差点に、保土ヶ谷から戸塚下り線の境木への右折の『矢印信号』を付けてほしい。
② 蔵前神社前交差点での交通マナーが悪い。歩行者、自転車の信号無視した横断が多い。スクランブル交差点への変更等安全対策を検討してほしい。
③ 環2市沢上町交差点、右折信号の設置を希望
④ 狩場町 303-62 狩場郵便局前の横断歩道で自動車と小学生が接触しそうになった所を何度も見ていると近所の方に伺った。押しボタン式信号の導入や道路に減速を促すようなペイント、又は横断歩道前を一時停止にするなど安全に通行できるようご検討下さい。

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

- ① 要望のあった交差点の信号制御は、時差式信号を導入しており、右折車への利便性を図っており、右折矢印信号を付加するためには、右折専用車線を設置する必要がありますが、現状の幅員では、右折専用車線を設けるだけの幅員がなく、また、現地調査時でも、右折待ちの車両が著しく滞留することもなく処理できていましたので、右折矢印信号の付加することは困難と考えます。

- ② スクランブル交差点とした場合は、歩行者用と車両用の信号制御を分離することとなるため、車両も歩行者も待ち時間が長くなります。そのため、歩行者の横断待ちのスペースの確保が必要となり、通行する交通量によっては、待ち切れない歩行者の信号無視や、歩行者の横断がない中で車両に信号待ちを強いることとなり、信号無視を誘発するおそれがあります。

よって、現地調査を行った上で、可能かどうかを検討します。

また、横断歩道を安全に利用していただくため、限られた警察力の中で見守り活動等を行って

くことも検討します。

- ③ 要望のあった交差点の信号管理は、旭警察署となります。

当署で要望のあった件について通行実態を調査の上、旭警察署と情報を共有しながら可否判断を行っていきます。しかしながら、要望のあった場所は従道路であり、右折矢印信号を付加すると、現状の信号サイクルの中で矢印信号分の秒時数を増やすこととなるため、環状 2 号線上の渋滞を誘発するおそれがありますので、可否判断をするに当たっては、慎重に検討していく必要があることを御理解ください。

- ④ 現地調査を行ったところ、通行車両及び横断歩行者の交通量が少なく、道路幅員も狭く信号機支柱の設置場所がないため、信号機の新設は困難であります。

今後、保土ヶ谷土木事務所と情報を共有しながら、その他の安全対策が講じられないかを検討します。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

（4）規制道路の取締りについて

峰岡町3丁目 340-9～343 まで道路は（朝の7時～17時まで二輪、軽車両を除く）保土ヶ谷トンネルの出口から国道 16 号線に出る近道の為に普通車両が多く通ります。朝は子供達の通学、昼はシニアの方の買物で多くの方が利用していますが車がスピードを上げて通る為、危険です。保土ヶ谷警察署に再三取締りをお願いしていますが、警察で時々取締りをしてほしい。

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

取締りについては、検討します。また、横浜新道を管理しています東日本高速道路株式会社京浜管理事務所と、横浜新道に接続する峰岡出口から一般道を管理する保土ヶ谷土木事務所と情報を共有しながら、何らかの速度抑止対策が講じられるかを検討します。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

（5）横断歩道付近の取締りについて

- ① 山崎通りは大型バス・トラックの通りも多く、歩道がほとんど無い状態で、歩いていても、運転していても危険を感じる。特に飯島接骨院前の信号機の無い横断歩道は待っていても車は止まりません。時々でいいので警察官の取り締まりをしてほしい。
- ② 今年度、小学校が統合し、多くの児童が上菅田笹の丘小学校まで登校しています。子どもが横断歩道を渡る間など、イライラして急発進する車など見られます。出来れば、警察の方にも立って頂きたい。

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

- ① 現在、限られた警察力の中で、交通安全日や各季の交通安全運動期間中等の通学時間帯において、見守り活動等を行っていますので、今後も継続していきます。
- ② 現在、限られた警察力の中で、上菅田笹の丘小学校の開校以来、バス発着所付近の竹山団地入口

交差点、笹山団地交差点、上菅田郵便局前交差点及び上菅田中学校前交差点等の通学児童が集中する交差点において見守り活動を行っています。

また、通学時間帯に機動力を持つパトカー等での警戒活動を行っていますので、今後も継続して行っていきます。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

（6）歩道橋の撤去と横断歩道の設置について

川島第五町内会は、10 数年にわたり国道 16 号線（東川島町交差点）に設置されている歩道橋を撤去し、横断歩道の設置を要望しています。理由としましては、歩道橋の老朽化で錆や腐敗、汚れ等も酷い事。高齢者の方、車椅子、ベビーカー利用の方にはかなり負担になります。歩道橋を撤去後、横断歩道を設置して頂き、高齢者にも、子育て世代にも安全な町作りをお願いしたいです。

同様意見、他 10 件

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

ご承知のとおり要望場所は、車線減少となる東川島町西交差点付近であるため、慢性的な著しい渋滞を発生させている箇所であり、東川島町西交差点と東川島町東交差点間に横断歩道を増設することにより、今以上の渋滞を引き起こすおそれがあります。

また、横断歩道橋の撤去の要望がありましたが、道路と立体交差する横断歩道橋は、平面交差する横断歩道と違い交通事故防止上より安全性の高い交通安全施設です。

現状では、前記理由により、少し遠回りとなりますが、当該横断歩道橋から約 80 メートルのところにある東川島町東交差点の信号機付きの横断歩道をご利用ください。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

7 高齢者

（1）ひとり暮らしの高齢者について

昨今、ひとり暮らしの高齢者が増えているようです。配偶者を亡くし、子供が巣立っている高齢者は日常生活の全てを単独で行わなければいけません。体力・注意力や記憶力も徐々に衰えて来るので、日常生活の一部をサポートしたり、火事を出さない様に注意してあげる必要が出てくると思います。『自助・共助・公助』で言えば、町内会としては『共助』として民生委員の役務が増えることとなりますが、従来通りの民生委員（1名？）の任命では責任や仕事量が大きくなりすぎていきます。独居高齢者に対する『共助』を目的とした民生委員の組織化（複数名でのチーム化）が必要かもしれません。「高齢者生活サポート員」なる活動も検討に値すると思います。

<回答>

今後も高齢化が進み、2025 年に区の高齢化率（65 歳以上）は 28.8%に上昇、それに伴い日常生活にサポートが必要なひとり暮らし高齢者の増加も見込まれています。

区としても、地域との連携を進め、「地域のつながり」や「見守りの輪」を広げていくことは必要

と考えています。

当区では、現在、「民生委員・児童委員協力員」による民生委員・児童委員の活動を補佐する取組や高齢者の孤立防止のため、地区社協、連合自治会町内会などの協力を得て、緩やかで継続的な見守りを進める「保土ヶ谷区あんしん訪問事業」を推進しています。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていけるよう、介護予防や健康づくりグループの活動支援、認知症やその家族が安心して過ごせるつどいの場づくり等を行っています。

今後はより一層、地域全体で「見守り・支えあい」を行う機運を醸成していくことが大切です。このため、「第4期ほっとなまちづくり（地域福祉保健計画）」では「見守り・支えあい」を重点テーマとして掲げています。今まで以上に活動に関わっていただく方の裾野を広げるとともに、民間企業と協働した見守りネットワークづくりなど、様々な主体との連携による「見守り・支えあい」の取組を進めていきます。

保土ヶ谷区 福祉保健課（電話：045-334-6311 FAX：045-333-6309）

保土ヶ谷区 高齢・障害支援課（電話：045-334-6328 FAX：045-331-6550）

8 障がい者

（1）障がい者の自治会参加について

そろそろ班長さん当番が近づいてきました。班長さんは大事なお役ですが、毎月の新聞等の配布、金銭のお預かりは、障がい者の私にはとても苦痛に感じだしております。町内会館が遠いのです。（特に夜の集まり）近隣の高齢の方々は、そんな理由で町会を脱会されました。本当は、年を取れば町会の皆様方との助け合いやふれあいがとても大切だと思うのですが・・・昔、東京の渋谷の住宅街に住んでいた時に、配布物や集金を専任の方が各家を回っていらしたことを思い出します。何とかお考えいただけませんか。（家族は、家も町会もやめたらと申します）

<回答>

自治会町内会は、地域における子育てや高齢者などの福祉、防災や防犯などそれぞれの地域に起こる様々な課題を住民同士の協力により解決し、また、住民相互の親睦を図ることを目的に活動されています。

日頃から地域でのお付き合いがあり、顔見知りであることは、自助・共助という、いざという時の助け合い、支え合いに力を発揮します。

班長をはじめとした役割分担につきましては、お互いの助け合い、支え合いのもと負担の軽減が図れるように、まずは班員の方や自治会町内会の役員の方にご相談いただきたいと思います。直接ご相談するのが難しい場合は、保土ヶ谷区地域振興課より自治会町内会にお伝えすることも可能です。区としましても、自治会町内会の皆様とともに負担軽減に努めるなど、自治会町内会の運営が円滑に行われるよう取り組んでいきます。

保土ヶ谷区 地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

9 子育て

(1) 土日の子育て支援について

育休中は権太坂コミュニティハウスで、平日行っている子育て支援の集いに参加し、地域の子育て中のお母さんたちと意見交換する場がありましたが、仕事復帰して以来、平日の集まりには参加できず、交流の機会もなくなってしまいました。働く母親のためにも月一度で良いので、土日にそういった機会を用意してくれたら良いと思います。

<回答>

土曜日にご利用いただける場所として、「地域子育て支援拠点」があります。

この拠点は、子育ての相談や情報提供、親子の交流等の場で、利用登録をしていただいたうえで無料でご利用できます。

保土ヶ谷区には「こっころ」（保土ヶ谷区役所前）、戸塚区には「とっとの芽」（東戸塚駅前）があります。

詳細につきましては、「地域子育て支援拠点 横浜市」で検索して頂き 「こっころ」、「とっとの芽」のHPをご覧ください。

○こっころ

保土ヶ谷区川辺町2-5パークタワー横濱星川1階

TEL 340-0013

○とっとの芽

戸塚区川上町91-1モレラ東戸塚3階

TEL 820-2885

保土ヶ谷区 こども家庭支援課（電話：045-334-6392 FAX：045-333-6309）

10 その他

(1) 学生の地域活動への参加について

現在、常盤台地区として、地域に住む横浜国大生の地域活動への参加が大きい課題である。その為に、色々な形で横浜国大や学生サークルと連携をとり進めている。しかし、地域に住んでいる学生の自治会加入や地域活動への参加はまだ少ない。今後、学生を地域へ参加して貰うためにはどうしたら良いか行政のご指導を仰ぎたい。

<回答>

長年地域に居住している方や子育て世代の方とは違い、自治会町内会との関わりが少ない学生にとっては、自治会町内会の活動を知らない方が多いのではないかと考えます。学生の生活にも身近な「防犯」や「ごみ」等に関する活動の紹介や、掲示等の広報を通じて、地域のおまつりや催しのPRをすることなどが、自治会町内会活動を知ってもらうきっかけになるかと思えます。

保土ヶ谷区としましても、横浜国立大学で学生を対象に定期的実施しているごみの分別啓発と合わせて、「自治会町内会加入のご案内」を活用しながら、学生に自治会町内会活動の意義を説明し、加入について働きかけていきます。

保土ヶ谷区 地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

(2) AED の設置について

当自治会でも AED の設置を検討しているが、厚生労働省が推奨するような台数を設置するのは、費用の点から困難である。AED 設置に関して補助金制度を設けて AED 設置が速やかに進むような対策をしてほしい。

<回答>

自治会館・町内会館や集合住宅などに AED を設置いただくことは、万一の際の人命救助に有効であるだけでなく、地域の安全・安心につながります。AED そのものを対象とした補助制度はありませんが、区の補助制度では「町の防災組織活動費補助金（総務課）」や「地域活動推進費補助金（地域振興課）」があり、AED のリース、購入を補助金の交付対象としていますのでご活用ください。

保土ヶ谷区 総務課（電話:045-334-6203 FAX:045-334-6390）

(3) 死亡後の手続きについて

三重県桑名市が「お悔みコーナー」を設置。遺族の手続きの一元化を図ったと報じられました。こうしたサービスを横浜市にも是非検討して頂きたい。各書類に同じ内容を何度も記入、そして1か所で終わることなく、数か所窓口に行き半日以上時間を費やす。心身とも疲れます。ご一考ください。

<回答>

ご提案のありました三重県桑名市で実施している予約制のおくやみコーナーの取組については、複数の手続きを一つの窓口で済むものであり、市民の皆様の利便性向上に向けた有効な手法の1つと考えております。

現在、横浜市ではおくやみにかかる対応について、各業務に精通した各課の職員が、それぞれの窓口で順に対応させていただいています。本市の規模では、一つの窓口で全ての手続きを完了するおくやみコーナーを設けることで、特に窓口混雑時には、各課で手続きを行うよりも待ち時間が長くなりかえってサービスの低下につながるといった課題があります。

なお、死亡時のお届けについて、本市では、全区役所で、来庁された方がスムーズにご相談やお手続きを行えるようご家族が亡くなられた際の手続きや申請先等を一覧にまとめたご案内を説明してお渡ししています。さらに、各窓口においては、次に行うお手続きについて、他課への連携したご案内などを行うとともに、戸籍課窓口や待合フロアに各種ご案内を行う「窓口サービス員」を配置しております。

このほか、ご来庁前によりわかりやすく手続きについてお伝えするため、全区のウェブページに手続一覧を掲載するなどの取組を行っております。

区民の皆様のご負担が少なくなるよう、今後も引き続き、窓口サービスの向上に取り組んでまいります。

市民局 窓口サービス課（電話：045-671-2177 FAX：045-664-5295）

(4) 自治会・町内会加入案内の外国語版（英語版）について

町内会加入案内を区役所にて作成して頂き、我々としても活用させて頂いている。しかし、外国人向けはないとのこと。我々としては前述のような印刷物までを求めるものではないので、せめて英語版をコピーする資料として提供して頂きたい。なお、資源循環局では、ゴミ収集日案内、分別方法についての外国語版を用意して頂いています。

<回答>

保土ヶ谷区在住の外国人人口は増加傾向にあり、保土ヶ谷区としましても、外国人の自治会町内会への加入について課題を感じています。外国人への加入案内が円滑となるよう、外国語版の自治会・町内会加入案内について、自治会町内会の意見も伺いながら、内容を検討していきます。

保土ヶ谷区 地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

(5) コロナ対応について

- ① コロナ禍において避難場所の確保が難しい問題となります。感染予防または感染者の隔離（役員がこなせるかどうか）コロナ問題が発生する前にも避難場所が手狭のため収容しきれない等ありました。これ以上避難場所の収容人数を削減してしまうと避難者を何処へ移せば良いのか、近隣の防災拠点以外の避難場所の確保が必要です。
- ② コロナ禍の中、大地震発生時の地域防災拠点避難所への避難者受入れのルール及びソーシャルディスタンスによる避難者定員数の減少による補充的避難所の確保等具体的な指針を望む。本年6月に横浜市総務局危機管理室発行の「地域防災拠点の開設・運営のポイント」に具体的な肉付けをした指針を望みます。
- ③ 区総務課（防災担当）より「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」及び「同訓練ガイドライン」などを配布頂き、大変助かっております。ただ実際に発災した場合のことを勘案しますと拠点への受け入れが困難な場合の各拠点間などでの連絡体制に係る助言（第一義的には区本部と開設以降の連絡をすることは承知の上ですが）、また避難所における感染症拡大防止のための備具（仕切り、段ボールベッド、簡易テントなど一拠点では十分に備えることが難しいもの）の配備に関してさらに検討して頂ければありがたい。

<回答>

- ① コロナ禍においては、人が集まる場所における感染リスクを考慮する必要があり、災害時の避難所も例外ではありません。保土ヶ谷区では災害時の避難行動について、避難所への避難を考える前に、自宅で安全が確保できる場合は自宅に留まる等の「分散避難」を検討いただけるよう、区民の皆様を引き続き広報していきます。
- ② 新型コロナウイルス感染症を踏まえた「地域防災拠点の開設・運営のポイント」については、昨年10月に実際の配備品を使用した研修を実施し、多くの運営委員の皆様にご参加いただきました。今後も、国や神奈川県等の指針等を踏まえ、各地域防災拠点が地域の実状に応じた運営が行えるよう、支援を行ってまいります。
- ③ 発災時には、避難者が収容しきれない場合など各拠点をまたぐ調整が必要になった場合は、区本部が各拠点と緊密に連絡を取り、調整を行います。

また、避難所における感染症対策物資についても、引き続き充実を図っていきます。
保土ヶ谷区 総務課（電話:045-334-6203 FAX:045-334-6390）